

小金井市安全・安心まちづくり協議会規則

平成19年10月17日
規則第54号

改正 平成21年11月16日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市安全・安心まちづくり条例（平成19年条例第26号）第6条第1項の規定に基づき設置される小金井市安全・安心まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 安全で安心なまちづくりの推進のために必要な施策に関すること。
- (2) 安全で安心なまちづくりの推進のための関係行政機関、関係団体等との連携に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 7人以内
 - (2) 関係行政機関の職員 2人
 - (3) 小金井市立小中学校校長 1人
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 10人以内
- 2 前項第1号の委員は、公募によるものとする。

一部改正〔平成21年規則38号〕

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び会長職務代理者)

第5条 会長は、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、公開することが協議会の適正な運営に支障があると認められるときは、出席委員の過半数の議決をもって非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総務部地域安全課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

付 則（平成21年11月16日規則第38号）

この規則は、平成22年1月21日から施行する。